

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第65回）議事録

第1 日時 平成21年3月17日(金) 14時00分～14時35分
於、総務省8階第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

坂内 正夫（分科会長）、酒井 善則（分科会長代理）、相澤 彰子、青木 節子、
伊東 晋、鈴木 陽一、高畑 文雄、徳田 英幸、広崎 膨太郎
（以上8名）

第3 出席専門委員（敬称略）

藤原 修

第4 出席した関係職員

（情報通信国際戦略局）

河内 正孝（総括審議官）、児玉 俊介（技術政策課長）

（総合通信基盤局）

桜井 俊（総合通信基盤局長）、吉田 靖（電波部長）、杉浦 誠（電波環境課長）

（事務局）

副島 一則（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第4 議題

答申事項

「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「無線周波妨害波およびイミュニティ測定法の技術的条件」に関する一部答申について【昭和63年9月26日付 電気通信技術審議会諮問第3号】

報告事項

「ICTビジョン懇談会」の検討状況について

開 会

○坂内分科会長　それでは、時間になりましたので、ただいまから情報通信審議会第65回情報通信技術分科会を開催させていただきます。

本日は、委員13名中、現在は7名が出席されておりますが、定足数を満たしております。

また、審議事項の説明のために、藤原専門委員にご出席いただいております。

それから、本日の会議の様子は、インターネットによって中継をしております。あらかじめご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。

本日の議題は2件でございます。

議 題

答申事項

「国際無線障害特別委員会（C I S P R）の諸規格について」のうち「無線周波妨害波およびイミュニティ測定法の技術的条件」に関する一部答申について【昭和63年9月26日付け 電気通信技術審議会諮問第3号】

○坂内分科会長　まず最初に、答申事項について審議いたします。

昭和63年9月26日付け、電気通信技術審議会諮問第3号「国際無線障害特別委員会（C I S P R）の諸規格について」のうち「無線周波妨害波およびイミュニティ測定法の技術的条件」に関する一部答申について、C I S P R委員会主査であられる藤原専門委員から、ご説明、よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○藤原専門委員　ご紹介いただきました藤原と申します。杉浦前主査の後任としまして、この1月から主査を仰せつかりました。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料、C I S P R委員会報告（概要）版と、それからC I S P R委員会報告、それから答申書（案）と、3つございますけれども、資料65-1-1の概要版につきまして、ご説明いたします。

C I S P Rというのは、私ども電気工学の中でもなかなかなじみのない委員会でございます。最初にC I S P Rのご紹介をさせていただきます。その後、答申案についてご説明いたします。

C I S P R、「国際無線障害特別委員会」という。その目的は、通信・放送の保護を目的として、あらゆる電気機器・電子機器から出てまいります不要電波、これは妨害波になりますけれども、この妨害波の許容値と測定法を国際的に合意する、これが目的でございます。

ただ、C I S P Rとはフランス語でございます。ちょっと私はフランス語は勉強していませんのでわかりませんが、英語と似ていますけれども、Comité International Spécial des Perturbations Radioélectriques、国際無線障害特別委員会と、こうなります。通称はC I S P R「シスプル」と呼んでいます。

その活動はそこに書いてございますけれども、いろいろな電気機器、電子機器という電波の妨害源となるわけですが、その妨害源の妨害波の許容値と測定法の検討を行って、標準規格として発行するという活動を行っております。そこに左下に絵が出て、この内煙機関をちょっと例にかいてございますが、自動車ですと点火プラグを使いますので、火花放電で電波が発生します。この不要電波の発生許容値と測定法の検討・規定、例えばそういうものを行っているということです。

右に移りまして、組織ですけれども、これは国際電気標準会議。I E Cとあります、International Electrotechnical Commission、これの特別委員会という位置づけであります。I E Cというのは、あらゆる電気工学の技術に関する標準化の組織でございますけれども、その下に非常に多くの技術委員会がございます。おそらく100個を超えている、私の記憶では百十数個ぐらいあると思いますけれども、その中の1つの委員会としてC I S P Rがあるというのではなくて、特別な位置づけにあるということです。

なぜ特別委員会と呼ばれるかの理由につきましては、ちょっと私は歴史をひもといていないのでわかりませんが、聞き伝えによりますと、もともとからI E Cの下につくられたわけではなくて、それがある途中からI E Cの傘下に入ったということを聞いております。

C I S P Rは、1934年に設立されました。昭和9年ですか。私はまだ生まれていません。歴史のある委員会でございます。

なぜ特別委員会かという、そのゆえんは、I E Cの傘下にあります技術委員会、「T C

(Technical Committee)」と呼ぶのですが、そのTCと異なって、このCISPRというのは、無線妨害の抑圧に関します国際機関、いろいろな国際機関があるわけですが、ヨーロッパで言ったら放送連盟とか、あるいはアマチュア無線とか、いろいろな、あるいはCIGRE（電力国際会議）、そういう国際機関が構成員になっているということになります。

それから、ITU-Rは、これは国際電気通信連合、いわゆる国連の専門機関でございますけれども、電波の周波数の割り当て等を行っておりますけれども、ここと密接な協力体制がとられている。そういった意味で、CISPRというのは、IECの傘下にありますけれども、特別な委員会であるということになります。

開催状況がその下にございます。1934年に設立されましたから、毎年、国際会議を開いておりますけれども、2000年からずっと挙げてありまして、これは毎回3年ごとに総会を開いているのですけれども、2007年、シドニーとありますね、そこから総会は毎年開催されるようになりました。

ちなみに2008年、昨年ですけれども、大阪で33回のCISPR総会が開かれました。大阪の国際交流センターですか、私も参画しましたけれども、総勢どれぐらいでしたかね、26カ国ぐらいから二百三十数名の参加者を得て盛大に終わりました。いわゆる日本でCISPRが開催されたのは、この大阪で3回目だと聞いております。今年は、9月20日の週からフランスのリヨンで34回が開催される予定になります。

ちなみに、私、2005年のケープタウン、ここからこの世界に引っ張り込まれて、4回、4年目、今年で5年目になります。そういう意味では、私もまだ勉強中の身でございますので、ひとつよろしく申し上げます。

これは、CISPRが行っている活動をポンチ絵でかいたものです。

CISPRの仕事の重要な点は2つございまして、1つはエミッション規格、もう一つはイミュニティ規格というのがあります。

エミッションというのは「放射」という意味ですから、電波が電子機器から放射される。その放射の形態は、上の絵にかいてございますが、電源線から高周波電流が流れますと、その電流によって電線から空間に不要な電波が出てまいります。これの妨害波を規制する。もう一つは、筐体自身が実効的なアンテナとなって空間に放出される。これは放射性の妨害波となります。こういった妨害波を規制するという、「エミッション規格」と呼んでいます。

それからもう一つは、イミュニティ規格。これは英語の「免疫」という意味ですが、でも、「耐性規格」と、こう呼んでもよろしいかと思いますが、アンテナというのは、電波を出すと同時に、電波を受信できます。いわゆる双対の理で受信できますから、今申し上げたように電源線から高周波が流れますと、電波が出ますけれども、その電源線が実効的なアンテナとなって妨害波を拾ってしまう。それからもう一つは、筐体全体から電波が、妨害波がやって参りますと、それを受信してしまう。電子機器の中に電子回路がございますので、電気信号で電子回路等が正常に動作していますけれども、こういう妨害波によって生じる信号を正常な信号と見誤って電子回路が動作しますと、誤動作になるというわけです。

どの程度の強い妨害波で誤動作するか。これぐらいのレベルでもきちっと動作する規格、これが「イミュニティ規格」と、こう呼んでいるわけです。2つ、そういう点でミッションがあるということです。

下は、IECの傘下にあるCISPRの構造を示しております。幹事国はイギリスでございます。そこの下に1934年創設して、現在、約40カ国が参加しているというわけです。

このCISPRの構造ですけれども、下に小委員会があります。SC-A、SC-B、……とアルファベットで書いてありまして、私も当初、このA、B、C、Dというアルファベットの意味がわからなくて大変だったんですけれども、アルファベットでA、B、CがなくてD、それからEがなくてFと、それからGがなくてHと、こうなっていました、Cとか、Eとか、Gというのは、かつてあったんですけれども、時代とともにそれが吸収・合併されて、今日で6つの小委員会になっております。

Aは測定法でございます。BがISM設備・電力設備。ISMというのは、Industryと、それからScience、Medicalなんですね。工業科学、医療用の公衆用設備ということになります。それから、Dが自動車ですね。Fが家庭用電気機器、あるいは照明も入ります。それからHは無線局の保護のための妨害波の許容値を決める。Hですね。それからIがマルチメディアでございます。これがSub-Committee（小委員会）ですけれども、この各小委員会の下にワーキング・グループがございまして、そこで具体的な検討を行っているというふうになります。

幹事国がここに書いてありますが、米国、日本、ドイツ、オランダ、デンマーク、日本と、こう日本が2つ幹事国をとっています。私、4年4回参加しましたけれども、C

ISPRというのは、日本のコントリビューションが非常に高く、幹事国も2つとつていて、それから運営委員会にも当然参加している。多くのスタンダードを提案しているということを目の当たりにしました。私の感触では、ドイツ、日本、アメリカ、これが非常にやはりアクティビティが高いと思います。

それから、本日の答申はSC-A、測定法に関するものですが、お手元の資料でCISPR委員会の報告（案）がございますが、これを1枚おめくりいただきますと、別表1に委員会名簿がございます。CISPR委員会名簿。ここは新旧の委員がずらっと並んでいますけれども、大学、それから独立行政法人、それから工業界から、メーカー、いろいろなところからの専門家にご参加いただいております。これはCISPR委員の名簿です。

それから、1枚おめくりいただきますと、本日、答申の検討をしてくださったグループAの名簿でございます。グループ主任、これは独立行政法人NICTと読みますが、そのグループリーダーの山中さんと、幹事がNTTの田島さん、以下、杉浦先生も入っておられますけれども、こういった、そうそうたる専門家が委員として入っております。

次はCISPRの対象機器とEMC規格の例を絵にしたものです。事務局のほうで非常にきれいな絵をつくっていただきました。SC-Aというのが本日の答申に係るグループですけれども、測定装置と測定法のスペックを決める。これの国際規格はCISPR16と、こういうふうになンバリングされているのです。16というのは、測定装置と測定法の仕様を決めて、その規格であるということです。Bがエミッション規格。ISM機器ですね。電子レンジも当然入りますし、それからあとMRI機器とか、電磁調理器、こういったもの。それはCISPR11という番号で規格が発行されています。それから、CがなくてD、エミッション規格、これは内燃機関ですね。自動車とか、そういった内燃機関から出る妨害波の規格ということで、CISPR12と25があります。SC-F、これは家庭用電器ですね。冷蔵庫とか、最近の炊飯器、これは日本から出たものですが、こういったものから出る妨害波の規格です。それから、照明もありますね。最近のはインバーター機器で蛍光灯を点灯いたしますから、これの規格。CISPR14-1は家庭用電器のエミッション、15は照明機器です。それからイミュニティではCISPR14-2で、家電機器だけです。それからSC-I、これはマルチメディアです。エミッション規格はCISPR13とか22と、こういう番

号で発行されています。イミューニテイ規格は20、24と、こういうふうにしてCISPRの国際規格は、「CISPR」あと番号で決められております。

次はCISPRの国内委員会です。構造を示しております。国際の委員会と同じ受け皿が必要ですので、情報通信審議会情報通信技術分科会の下にCISPR委員会、同じ名前の国内委員会がございます。私は、この1月から主査を仰せつかりまして、主査代理をNICTの山中さん、あと専門委員24と、こうなっています。先ほどの名簿をお示ししたとおりでございます。

それから、グループ会議。Aから、これは国際CISPRと同じ名前でAグループ、Bグループと、こう呼んでいます。国際CISPRではSC-A、SC-Bと呼んでいますが、国内委員会ではAグループ、Bグループと、こういう同じ名前になっております。

それでは、答申案についてご説明いたします。次をお願いします。

検討経過が書いてあります。平成19年8月、これは2年前ですけれども、本答申に係る検討を開始。これは、その前年に国際規格CISPR16が発行されまして、それを受けての国内規格の採用にかかわる技術要件を検討という意味でございます。それを開始しまして、検討作業班、約17回開催いたしました。

昨年ですけれども、20年9月29日、これは28回目のCISPR委員会になりますが、そこで答申素案をまとめまして、その後、10月から1カ月ほどパブリック・コメントを求めました。特段の陳述の申し出はございませんでしたので、今年1月20日、これは第29回目のCISPR委員会になりますが、そこで答申をまとめたという経過でございます。

下は答申案の概要でございまして、まず位置づけですけれども、CISPR16、もう番号ですから、すぐ忘れますが、これは無線妨害波の測定装置・測定法を内容とするものですけれども、測定装置に関しましてはCISPR16の第1部とか、16-1とか、こう呼んでいるわけです。測定法は16-2と、こういうふうに番号がつけられております。CISPR16というのは、そういう意味でCISPR規格全般から引用されますので、「基本規格」と、非常に重要な規格ですけれども、そういうふうに使われています。

今回の答申は、このCISPR16、その第2部ですね。測定法です。「無線妨害波およびイミューニテイの測定法」。この測定法の中にも、後で出てまいりますけれども、1

編、2編、3編と、こうあるわけですが、そのうちの3編の放射妨害波測定を規定するものです。ちょっとややこしいんですけども、9キロヘルツから18ギガの周波数範囲における放射妨害波の測定方法に関する基本的な技術条件を示す。

今回の答申と申しますのは、国際規格CISPR16-2-3、これは「16の2部の3編」に対応させた言い方ですけども、これは国際規格ですが、これが平成18年7月に既に発行されておりまして、これを国内規格として採用するための技術要件を検討した結果、これに準拠するように、既に国内で使われております放射妨害波の測定法、これは平成12年9月に既に答申に記載されておりますけれども、これを置きかえるというものでございます。

次は先ほどちらっと申し上げましたCISPR16の構成でございます。ちょっとややこしいのですが、一番左側に16-1、16-2、16-3、16-4と、こうありますけれども、1が測定装置、2が測定法です。測定法のところ、CISPR16-2のところをごらんいただきまして、そうすると、16-2-1、16-2-2と、こう番号が振ってありますけれども、これが1編、2編、3編、4編というものです。今回の答申は、CISPR16-2-3、放射妨害波測定法に関するものです。

次の最後のスライドをご覧ください。今回の答申案における変更点をまとめたものです。6つございます。

1つは、測定法に関するものですから、1ギガヘルツから18ギガヘルツまでの周波数帯における電磁界強度の測定法についての規定を詳細化したというものがあります。これは、既に測定装置等につきましては、2年前の答申で答申されております。今回はそれを受けて、測定法に関する詳細を規定したものであります。周波数帯というのは、どんどん高いほうに移行してまいりまして、既に1ギガ以上の周波数は使われておりますので、それ以上の周波数帯についての測定法の細部を規定するものであります。

2番目は、1ギガヘルツ以上の測定法としまして、APDというのは新しい測定法、この手順を規定したものです。APDというのは、「振幅確率分布」と言われるもので、Amplitude Probability Distribution、これは日本が提案したものでありまして、国際規格となっております。実は、これもアナログの放送とかアナログの通信では妨害波の振幅を規制するものであります。妨害波の振幅が高くなってきますといろいろな、画面が非常に揺れたり、あるいは見えなくなったりするわけですけども、昨今はデジタル化、デジタル方式のテレビとかデジタル化になって、デジタル通信が主流になってまい

りましたので、そうした妨害波の振幅の規制ではうまくいかないと。ご承知のようにデジタルというのは0-1ですから、0が妨害波によって1に間違ってしまう、あるいは1が0に間違え、誤るという問題があるわけです。

我が国でそのデジタルの誤りの割合、「誤り率」と呼んでいますけれども、それが妨害波のAPDと関係があると。これはシミュレーションあるいは理論でも明らかにされておりまして、これの測定法を国際規格として提案されておりますが、今回は、1ギガヘルツ以上の測定法としてAPDの測定手順を規定するものであります。APDは、振幅の確率分布ですから、時間率に直しますと、ある決められた時間内にあるレベルを超える確率です。だから、一定のいわゆる妨害波の振幅の発生の確率と、こういうふうになります。それがデジタル通信、あるいはデジタル機器の誤り率に対応するからであります。

3番目は、6面電波暗室での測定法を規定するものです。6面電波暗室は、ちょっと右の下に暗室がかいてありますけれども、6面とも電波吸収体を張りめぐらせて、壁からの反射をなくしたと。ちょうど供試装置が空中にぼかんと浮いているという格好を模擬するものです。これの測定法、30メガから1ギガヘルツを規定しております。既に1ギガ以上というのは、もう既に答申されておりますけれども、それよりも低いところですね。低いところの測定を取りまとめたものであります。

それから4番目は、5面電波暗室。5面と申し上げますのは、右の下の2番のところにかいてありますが、床面が金属板に置きかえたものです。これは普通、これまで使われてきたやり方でありまして、普通、大地上に電子装置がございますから、大地は導体ということで、金属板に置きかえた、このような5面電波暗室というのがよく使われます。5面電波暗室における妨害波の測定、それから、それとイミュニテイ測定と。従来は、妨害波の測定とイミュニテイの測定は別々に行ってきましてけれども、そうしますと、どうしても配置等が変わってしまいますから、これを共通の配置で試験をやろうと。その場合の詳細を規定したものであります。

5番目は、設置場所における機器の測定法を規定と。設置場所とは、どうしても非常に装置が大きくて動かせないと。据え置いた状態で測定しようというものを規定するものであります。

最後は、妨害波の自動測定法を規定するものですが、これはやはり時間が相当、周波数を振っていきますから時間がかかるわけで、コンピューターを用いた自動測定は既に

よく行われておりますので、これの共通ガイドラインですけれども、それを規定したということでもあります。

ざっと説明いたしましたが、以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○坂内分科会長　　ありがとうございました。

ただ今のご説明について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、本件は、答申案、資料65-1-3のとおり答申をいたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○坂内分科会長　　よろしいでしょうか。

それでは、案のとおり答申することとさせていただきます。

それでは、ただ今の答申に対しまして、総務省から今後の行政上の措置についてご説明を伺えるということですので、よろしくをお願いいたします。

○桜井総合通信基盤局長　　総合通信基盤局長の桜井でございます。

本日は、一部答申いただきまして、まことにありがとうございます。

今、藤原先生からご説明がございましたように、CISPR規格、大変いろいろな分野にわたっての検討がずっと行われてきているわけでございますけれども、今回いただきました一部答申、これは18年7月のいわば一番新しいバージョンに準拠するものということでございます。総務省といたしましては、本日いただきました内容を広く関係省庁あるいは関係団体に周知いたしまして、普及に努めてまいりたいと考えているところでございます。改めまして藤原主査はじめ委員の方々に大変お世話になりました。

○坂内分科会長　　どうもありがとうございました。

報告事項

「ICTビジョン懇談会」の検討状況について

○坂内分科会長　　それでは、続きまして、報告事項に移りたいと思います。

「ICTビジョン懇談会」の検討状況について総務省からご説明をよろしく願います。

たします。

○児玉技術政策課長 技術政策課長の児玉でございます。資料65-2をごらんください。

この「ICTビジョン懇談会」の検討状況につきまして今日ご説明させていただく背景ですけれども、昨年の夏に本分科会よりご答申いただきました長期の研究開発戦略がございます。「UNS II」と呼んでおります。これと関係がありますことから、本日、この懇談会の検討状況についてご報告させていただくものです。

表紙をおめくりいただきまして1ページですが、この懇談会は、昨年の秋から今年の6月までを目途に検討をお願いしているものでございまして、開催目的は赤字で書いてありますけれども、2015年ごろを展望した総合的なICT政策の方向性(ビジョン)を描くこと、これが目的になっております。

総合的なICT政策、非常に幅広い分野にわたって検討いただいているわけですけれども、このうちの1つに技術戦略というものがあまして、日本の強みを踏まえ、国際競争力の向上を図り、新産業を創出するための技術の開発戦略というものもあわせて検討しているということでございます。

したがいまして、「検討状況」の下の箱にありますとおり、幾つかのSWGを設けて検討しております、技術戦略のSWGのほうで少し技術の中身を検討しているというところでございます。

ちょうど昨日、第3回の親会の会合がありまして、そこで中間報告案をご審議いただきました。それが次の2ページ目からになります。なお、あらかじめこの2ページ目以降の中間報告は、昨日提示された資料でございまして、昨日の懇談会でのご意見も踏まえながら、今後、内容については一部修正があるということを前提にご説明させていただきます。

3ページ目に参ります。基本理念ということで、一番上に問題認識が書かれてあります。

1点目は、我が国は世界最高水準のブロードバンドサービスが安価に利用できるが、ICTの利活用は諸外国に比べて立ち遅れており、国際競争力も急速に低下している。2点目としまして、現在の経済環境下において、ICT関連投資による景気の下支えという短期的効果と未来志向のICT関連投資の加速化・前倒しによる中長期の成長力の強化に積極的に取り組む必要があるといった問題認識のもとで、「先進的知値創造立国」、

いわゆる「デジタル日本」というものへの転換が必要であるということが言われております。

それを転換するための3大目標ということで、下の黄色い箱にあります。目標が3つございまして、1つ目が「国民がICTの真価を実感できる環境の実現」、2つ目が「ICTファンダメンタルズの強化による国際競争力の向上」、特に国際競争力を持つデジタル新産業や、あるいはクリエイティブ産業の育成を図る、そして、日本の技術力を最大限活用し、ICT産業の総合的な国際競争力の向上を実現するというものが2つ目。そして、目標の3つ目として、これらによってICTによる新経済成長の実現を図ろうというものでございます。

これにつきまして、次のページに、当面、緊急的に重点的に取り組むべき施策というものが挙げられております。目標1に相当する「国民がICTの真価を実感できる環境の実現」ということでいいますと、革新的な電子政府の構築、あるいは2つ目としまして重点分野、これは医療、教育、農業ですけれども、こういった分野でのICT利活用の推進、3つ目は地域のICT連携基盤の構築ということで、これらを支えるものとしては、当然のごとく先進的デジタルネットワークというものの構築が、これはデジタルデバイドの解消、あるいは地デジの円滑実施ということがありますけれども、こういったものがベースとなって今のような3つのものの環境を実現していこうというものでございます。

そして、大きな目標の2としまして、「ファンダメンタルズ強化による国際競争力の向上」ということで、デジタル新産業の創出。この中には、電波の有効活用による新産業創出、あるいは、新産業を創出するための革新的技術開発の加速化というものが提示されております。その他、クリエイティブ産業の育成強化、あるいはグリーンICTの開発・展開といったものが挙げられております。

こういうふうなことの施策を総合的に講じることによりまして、一番下にありますけれども、2015年ごろを目途に現在の100兆円の市場規模を倍増したいというものでございます。

この中で、「デジタル新産業の創出」という真ん中あたりに書いてあるところが、特に技術SWGが関係するところでございます。その検討につきまして、次の5ページ以降でご説明したいと思います。

6ページをごらんいただければと思います。

技術開発における現状の問題点と解決方策ということで、現状の問題点としては、我が国の技術水準が高い分野においても、国際的な普及に必ずしもつながっていない。デバイス等は強くても、製品・サービスの競争力がない。

これらの要因としては、いろいろ挙げられておりますけれども、過去、国内市場が優先であった、あるいは、実用化・国際展開を見据えた開発体制が十分ではなかったというふうなことが分析として挙げられております。

これらを解決する方策としては、一言で言えば国際競争力強化のため、研究開発段階から国際展開を前提とした戦略の展開をする必要があるということをございまして、そのうちの1つが「重点技術の研究開発・標準化戦略」と。これは具体的には、重点技術を選択と集中によって絞り込みをしようということと、国内外への展開を意識した各重点技術ごとの具体的な戦略というものを策定する必要があると。特に事業者、メーカー、大学、研究独法等、関係のところはすべて共有できる戦略というものを策定する必要があるということをございます。

実は、これの長期の戦略というものが9ページ目、一番最後のページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、昨年、本分科会から答申いただいたものでございまして、9ページ目にあります「重点研究開発課題」というのが、大体、2020年から2025年ぐらいまでを見通して長期的な課題としてこの17課題を重点的にやっていく必要があるということをございまして、昨年の夏に本分科会からご答申いただいたわけをございます。

今回のビジョン懇では、これらをベースとしまして、ちょっと行ったり来たりして申しわけないのですが、7ページ目になります。

今回のビジョン懇の対象とするのが2015年ごろということですので、2015年ごろに一定の研究開発成果がサービスあるいは製品として予想されるというものに絞った検討を行っております。それが14の技術課題なんですけれども、その14の技術課題につきまして、将来の市場性や研究開発水準の分析を行っているということをございまして、それが一例を挙げますと、8ページ目にあります。

これは、3次元映像技術ということですが、我が国の技術水準、特に強みと弱みの分析をしっかりとした上で、では今後2015年に向けてどのような推進方策をとっていくかということをございまして、下のところに書いてあります。

1つの例を挙げますと、ホログラフィ技術であると、2015年ごろには、医療、設計等の企業ユース向け特定分野の実用化ということをございまして、それま

での間、何を重点的に、どのような形でやっていくべきかということを検討していただいております。

こういったふうなことを、個々の14の技術について検討した結果、また7ページに戻っていただきたいのですが、恐縮です、それらの中で、下の左にあります、特に今後2015年まで中期的に強化すべき分野ということで、4つの分野を挙げております。これは、技術の基盤性、市場性、我が国の強み、社会へのインパクト等を考慮して選んだものでございまして、ネットワーク技術分野ではフォトニック新世代、ワイヤレス、それから映像では3次元、環境ではITS、3次元、フォトニックネットワーク等のものを中期的に強化していくべきであるといった検討を技術SWGのほうでいただいております。

以上が、大変簡単でございますけれども、ICTビジョン懇談会の検討状況のご報告でございます。

なお、この懇談会の昨日の議論を踏まえまして、本日朝になりますけれども、総務省としてのプラン「デジタル日本創生プロジェクト」、いわゆる「ICT鳩山プラン」というものでございますが、これを当面、3年間に集中的に実施すべき重点施策として発表させていただいております。ちょっとその資料は間に合わなくて、ちょっと今日はご提出しておりませんが、イメージ的には、4ページ目にありました「重点的に取り組むべき施策」というものがございました、これを具体的にこの3年間、集中的にやっという内容になっておりますことをあわせてご報告申し上げます。

以上でございます。

○坂内分科会長　　ありがとうございました。

ただいまご説明については、何かご質問とか、ご意見とか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

閉　　会

○坂内分科会長　　それでは、本日の議題は終了いたしました

委員の皆様から、その他を含めて何かございますでしょうか。あるいは事務局から何かございますか。

○副島管理室長　　特段ございません。

○坂内分科会長　それでは、本日の会議を終了させていただきます。

　次回の日程については、別途、確定になり次第、事務局からご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

　以上で閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。